

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

規制の名称：会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置（上場会社等監査人登録制度の創設）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局企業開示課

評価実施時期：2022年2月28日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	<u>はい</u> / いいえ
理由	本規制は、新たに、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人は日本公認会計士協会による登録を要することとする登録制度を創設するものである。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	既存事業者と新規参入者に課す規制は同一であるため。
代替案	

## (2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人に対して、登録の取得、業務管理体制の整備を求めるものであり、供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人に対して、登録の取得、業務管理体制の整備を求めるものであり、供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人に対して、登録の取得、業務管理体制の整備を求めるものであり、供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。
代替案	

## (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情

報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人に対して、登録の取得、業務管理体制の整備を求めるものであり、供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではないため。
代替案	

#### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることとなる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う公認会計士及び監査法人に対して、登録の取得、業務管理体制の整備を求めるものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではないため。
代替案	

#### 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を及ぼすものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

規制の名称：会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置（監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局企業開示課

評価実施時期：2022年2月28日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
  - ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
  - ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。
- ※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではないため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。
代替案	

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、

又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。
代替案	

## (2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではないため。
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではないため。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではないため。
代替案	

## (3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組み

みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではないため。
代替案	

#### (4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることとなる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限を見直すものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではないため。
代替案	

#### 結論

上記(1)～(4)を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を及ぼすものではない。	
代替案	

※ 原則として、上記(1)～(4)の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち1つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【8頁】

※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【9頁】

※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。

※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「4 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「6 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「8 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【8頁・10頁】

※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【18頁】

## 競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案

規制の名称：会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図るための措置（公認会計士の資格要件の見直し、公認会計士の登録抹消規定の整備）

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、改正（**拡充**）緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局企業開示課

評価実施時期：2022年2月28日

（作成上の留意事項）

- ・（１）から（４）までの設問に、「はい」又は「いいえ」で回答するとともに、その理由を具体的に記載する。
- ・「いいえ」と回答した場合には、その理由について、可能な限り具体的・定量的に示す。また、安全の確保や環境の保全など、規制の競争への影響以外の要素は記載しない。
- ・代替案の評価結果については、本案に係る「はい」又は「いいえ」の回答結果と異なる場合のみ、「代替案」欄にその理由を具体的に記載する。

※ 各設問における「【頁】」は、「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（令和元年6月27日公正取引委員会事務総局）の該当頁を指す。

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

※ 「許認可等」とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録等を指す。【12頁】

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではないため。
代替案	

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

回答	はい / <b>いいえ</b>
理由	事業者が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

代替案	
-----	--

問3：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

※ 新たに必要となるコストが小さい、又は、既存事業者にも同等のコストを負担させるなど、既存事業者と新規参入者の間にコスト面での非対称性が生じない場合には、「理由」欄にその旨を可能な限り具体的・定量的に示す。【14頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	<p>本規制のうち、資格要件の見直しについては、公認会計士となる資格を有するまでに必要な実務経験を求めるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけるものや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるものではない。</p> <p>本規制のうち、公認会計士の登録抹消規定の整備は、既存事業者に対して適用されるものであり、新規参入者に対してより大きいコスト負担をかけることや、新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させることはない。</p>
代替案	

## (2) 事業者の競争手段の制限

問1：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	<p>本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするものであり、供給する商品・役務の価格、数量を制限するものではない。</p>
代替案	

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

※ 安全の確保等を目的とした規制であっても、例えば、特定の化学物質等の原材料を含有した商品の製造・販売を禁止する場合には「はい」と回答する。【15頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	<p>本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするものであり、供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではない。</p>



	い。
代替案	

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするものであり、供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。
代替案	

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に「情報」の具体的な内容を記載する。【16頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするものであり、供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見通し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。
代替案	

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

※ 「はい」と回答した場合、「理由」欄に需要者（消費者）にとって制限されることとなる具体的な情報や選択肢を記載する。【17頁】

回答	はい / <u>いいえ</u>
理由	本規制は、公認会計士の資格要件のうち、実務経験の期間を2年以上から3年以上に改め、また、継続的専門研修の受講状況が著しく不適當な公認会計士等について、その登録を抹消することができることとするとともに、当該事由を理由とする登録の抹消があったことを公認会計士の欠格事由とするもので

	あり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。
代替案	

## 結論

	上記（１）～（４）を踏まえると、本規制は、競争状況に影響を及ぼすものではない。
代替案	

- ※ 原則として、上記（１）～（４）の全ての設問に「いいえ」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼさない旨、当該設問のうち１つでも「はい」と回答した場合には、競争に負の影響を及ぼす旨を記載する。【８頁】
- ※ ただし、競争への影響が軽微であるなどの個別の事情がある場合、具体的な事情を記載した上で、当該事情を踏まえた結論を記載する。個別の事情について、安全の確保や環境の保全など、競争への影響以外の要素は勘案しない。【９頁】
- ※ 代替案については、本案に係る結論と異なる場合のみ、「代替案」欄に具体的に記載する。
- ※ 競争に負の影響を及ぼすと結論付けた場合、その旨を規制の事前評価書（本案は「４ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「６ 代替案との比較」の欄）に記載するとともに、競争評価に係る事後評価を実施する際の指標を設定し、規制の事前評価書（「８ 事後評価の実施時期等」の欄）に記載する。【８頁・１０頁】
- ※ 競争に負の影響を及ぼさない場合であって競争を促進する効果が期待されるときは、その旨を可能な限り具体的・定量的に記載する。【１８頁】